

国際取引法学会 執筆・投稿規程

第1条 目的

国際取引法学会（以下本学会という）会則3条(3)に従い発行されるウェブ・ジャーナル『国際取引法研究』（以下学会誌という）、本学会が編集責任を持って発行される記念誌、その他の書物、もしくは、ウェブ・ジャーナル（以下その他の学会編集文献という）に掲載される原稿、および、本学会監修で投稿されるその他一般の法律雑誌などの書物、もしくは、ウェブ・ジャーナル（以下その他一般法律文献という）への論文の原稿（以下原稿という）について、執筆および投稿に関する事項を明確にし、それにより、本学会の一般会員による執筆、投稿を促進するために、本規程を定める。

第2条 原稿の募集手続き

(1) 学会誌

編集委員会は、予め定められた期限までに、学会誌に関する次の原稿の投稿案内を行うことができる。

(a) 全国大会または中間報告会における研究報告者の報告（一般会員による報告のほか、各部長の依頼により報告を行った一般会員以外の報告者による報告を含む）の中から、各部長が学会誌掲載に相応しいと考える報告に関する学術論文または外国判例研究

(b) 一般会員の学術論文、研究ノート、外国判例研究または書評（一般会員が執筆者となる共著論文を含む）

(2) その他の学会編集文献

(a) 編集委員会は、その他の学会編集文献に掲載する論文原稿について、学会誌に関する上記(b)の掲載手続きに準じて、投稿案内を行う。

(3) その他の一般法律文献

(a) 各部長は、本学会監修で掲載が決まったその他一般法律文献に関して、担当部会での活動の成果の報告と若手研究者の論文発表の場として、積極的にこれを活用し、対外発信に努めなければならない。

(b) 各部長は、編集委員会の求めに応じ、原稿の執筆、投稿に協力する。

第3条 原稿の執筆手続き

(1) 原稿の執筆者は、本規程、および、編集委員会が別途定める「国際取引法学会 執筆・投稿要領」に従って執筆を行わなければならない。

(2) 原稿は原則未発表に限り、また以下のことは禁止される。これに違反し、求められた修正措置を採らない執筆者に対しては、違反の程度を考慮し、理事会は決議により、学会として必要な措置を採ることができる。

(a) 編集委員会の承諾を得ずに、原稿を実質的に同じ内容で他の媒体へ二重投稿すること

- (b) 第三者の著作、論文、報告、研究成果等を盗作すること
- (c) 編集委員会の承諾を得ずに、学会誌、その他の学会編集文献、もしくは、その他一般の法律雑誌に掲載された論文を他の媒体へ掲載すること
- (3) 著作物を引用する場合は、「論文原稿執筆要領」に従い、正しく引用されたものでなければならない。

第4条 編集手続

理事会による別段の決定がない限り、学会誌、もしくは、その他の学会編集文献に掲載される原稿、または、その他一般法律文献への論文の原稿の執筆および投稿については、以下のような手続きによる。

(1) 学会誌

- (a) 掲載される原稿は、学術論文、研究ノート、または外国判例研究のいずれかに限るものとする。
- (b) 投稿された原稿について、すべて査読者による審査が行われる。
- (c) 編集委員会は、査読者の審査結果を参考にして、最終的に学会誌への掲載の可否を決定する。
- (d) 編集委員会は、学会誌への掲載が可とされた原稿を、いつ、どのように掲載するか決定する権限を有する。
- (e) 編集委員会は、一般会員が掲載できる論稿は、学会誌各号につき1人あたり2本を限度として調整する。

(2) その他の学会編集文献

- (a) 投稿された原稿について、すべて原則査読者による審査が行われる。
- (b) 編集委員会は、査読者の審査結果を参考にして、最終的にその他の学会編集文献への掲載の可否を決定する。

(3) その他の一般法律文献

- (a) 各部長は、自らが監修責任者となり（もしくは当該部長が監修責任者として選任する者を通じ）、本学会監修に相応しい論文として提出できるように、執筆者を指導する。
- (b) 編集委員会は、監修者の意見を参考にして、最終的にその他の一般法律文献への掲載の可否を決定する。
- (c) 編集委員会は、その他一般法律文献に掲載が可とされた原稿を、いつ、どのように掲載するか決定する権限を有する。

第5条 原稿の審査手続き

- (1) 編集委員会は、本規程4条1項(a)号、2項(a)号に規定される論文審査のため、査読者を選任する。
- (2) 査読者は、編集委員会の提案により理事会で決定される「国際取引法学会 論文審査

規程」および、編集委員会が別途定める「国際取引法学会 論文審査要領」に従い、審査を行う。

第6条 著作権

掲載が決定された原稿の著作権、および、著作権等の対価の取扱いについては、編集委員会の提案により理事会で決定される「国際取引法学会 著作権規程」に従う。

第7条 規程の解釈・適用について

編集委員会は、本規程の解釈または適用に関する疑義について決定する権限を持つ。

第8条 改正

理事会は、編集委員会の提案に基づき、本規程の改正を決定することができる。

附則

本規程は、2015年3月1日から施行する。

附則

本規程は、改正日から施行する。

国際取引法学会編集委員会	制定	2015.3.1
国際取引法学会編集委員会	改正	2025.4.23
国際取引法学会編集委員会	改正	2026.3.8